

行政監査(職員に対する指導監督に関する事項)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部等	対象とする課
学 校 教 育 部	教 職 員 課

第2 監査の方法

職員による不祥事等、市民の信頼を著しく損なう事態が発生した所属に対して監査した。

第3 監査の結果

平成28年5月6日に公然わいせつの疑いで本市教職員が逮捕されたことについて、監査対象部局に対して調査を実施し、学校教育部は、当該職員を懲戒処分にするとともに、市民の信頼回復と職員の綱紀粛正に全力で取り組んでいくことを確認した。

第4 監査の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

学校教育部

教職員課

平成28年5月6日に発生した教員による公然わいせつ事件は、率先して法令を遵守し、倫理を保持すべき地方公務員としてあるまじき行為である。

このような不祥事により、児童生徒はもちろん、保護者や市民の学校教育に対する信頼が著しく損なわれ、学校教育に重大な影響を及ぼしている。

信頼の回復に向け、再発防止に向けた対策をしっかりと図り、これまで以上に公務員倫理の保持及び法令の遵守を徹底されたい。